

備事業が採択された要因を分析し、再発防止に万全を期されたい。

イ 補助金の過大受給の防止について

平成16年度の会計検査院の实地検査においても、特別養護老人ホーム等の設置者である社会福祉法人に補助の仕組みに対する理解が不足していたことによって、補助対象外経費を補助対象に含め、結果として補助金等を過大に受給している事例が指摘されている。

については、管内市区町村及び社会福祉法人等に対して、適切な補助の取扱いについて更なる周知徹底を行うとともに、国庫補助協議時のみならず、交付申請時、実績報告時の書類審査をより厳格に行われたい。

8. 認知症対策の推進について

認知症対策を総合的に推進するため、平成17年度予算（案）においては、地域支援、人材養成等を柱とした事業を盛り込み、「認知症対策事業」として実施していくこととしているので、各都道府県・指定都市におかれては、事業実施に遺漏なきよう準備願いたい。

ア 認知症介護研修について

(ア) 認知症介護指導者養成研修

本研修は、各都道府県・指定都市において、認知症介護の指導的立場にある者を対象とし、全国で3か所設置されている認知症介護研究・研修センターに委託して実施している。

本研修の修了者はそれぞれの地域において認知症介護実践研修をはじめ、認知症介護の質の向上に向けた各都道府県等の取組の中で中核的な役割を果たす指導者として活躍していただくことを前提としているので、この点を十分に踏まえた人選と、

(参 考) 実務者研修修了者数 (15年度末現在の累計)

基礎課程 32,011人

専門課程 6,060人

平成16年9月14日に開催された全国介護保険担当課長会議においてもお知らせしたとおり、新しい研修内容は、現行の研修内容と比較し、大幅に刷新された内容となる予定であるので、円滑な移行が図られるよう以下の点に留意されたい。

【認知症介護実践研修への移行に当たっての留意点】

① 標準的カリキュラムについて (実践者研修・実践リーダー研修)

認知症介護実践研修に移行後の標準的カリキュラムは、別紙1のとおりである。

② 必修時間数の設定について (実践者研修)

認知症介護研究・研修東京センターが行った調査(「痴呆介護実務者研修カリキュラムの見直し作業」事業報告書)によると、地方自治体によっては、現行の実務者研修・基礎課程の研修時間に2倍以上の較差が生じている。

現行の認知症介護実務者研修・基礎課程は、認知症高齢者グループホームに関する指定要件の一つともなっており、実施先により研修時間に較差が生じることは、研修の質の確保、ひいてはサービスの質の確保の観点からも望ましくない。

このため、認知症介護実践研修(実践者研修)においては、研修実施に当たって、最低限満たさなければならない時間数を「必修時間数」として設定し、必ず研修カリキュラムに盛り込まなければならない科目を「必修科目」と定めることとする。

◎ 必修時間数： 講義・演習 24時間（1440分）

※ このうち、必修科目の合計で15時間（900分）以上を確保すること。ただし、必修科目の全科目を含むことは必須。

（残りの9時間（540分）分については、標準的カリキュラムを参考にして実施先において、科目を選択することができる。）

（参 考）

※ 現行の認知症介護実務者研修（基礎課程）における研修時間
講義・演習 20時間（1200分）

※ 平成13年度及び平成14年度痴呆介護実務者研修基礎課程の研修実施状況全国平均集計の結果（「痴呆介護実務者研修カリキュラムの見直し作業」事業報告書より抜粋）

平成13年度		研修日数（日）	総時間（分）
全 国	平均値	3.2	1177.2
	最小値	2	<u>680</u>
	最大値	4	<u>1445</u>

平成14年度		研修日数（日）	総時間（分）
全 国	平均値	3.3	1220.7
	最小値	3	<u>795</u>
	最大値	5	<u>1680</u>

③ 移行に伴う経過措置について（実践者研修・実践リーダー研修）

新しい研修内容への円滑な移行に当たって、所要の体制を整えるのに相当の期間を要することを考慮して、平成17年度においては、現行の研修内容で実施して差し支えないこととする。

ただし、研修時間数の極端に少ない県においては、時間数の増加に努めること。

④ その他（実践者研修）

本研修への移行に伴い、既に「認知症介護実務者研修（基礎課程）」を修了している計画作成担当者は、新たに本研修の受講は要しないこととする。

本研修の実施に伴う「認知症介護研修事業実施要綱」の改正については、追って通知する予定であるが、現時点において想定している概要は別紙2のとおりである。

イ 認知症高齢者グループホーム管理者研修について

認知症高齢者グループホームについては、管理者が「認知症介護実務者研修（基礎課程）」を受講することを指定要件の一つとしているところであるが、管理者については、職員配置や勤務体制、管理者の役割、職員の研修体制など、グループホームを管理運営していくための知識・技術が必要であることから、計画作成担当者とは別の研修課程を設けることとし、平成17年度以降、「認知症高齢者グループホーム管理者研修」を「認知症介護実務者研修（基礎課程）」に替わるものとして位置付ける予定であるので、ご了承ください。

新しい研修への円滑な移行に当たり、以下の点に留意されたい。

【認知症高齢者グループホーム管理者研修への移行に当たっての留意点】

① 標準的カリキュラムについて

認知症高齢者グループホーム管理者研修に移行後の標準的カリキュラムは、別紙3のとおりである。

② 必修時間数の設定について

研修実施に当たって、最低限満たさなければならない時間数を、「必修時間数」として設定することとする。

◎ 必修時間数： 講義・演習 24時間（1440分）

※ このうち、「グループホームの管理運営」の科目で9時間（540分）分を確保すること。（残りの分については、「グループホームの管理運営」の科目以外の科目毎の合計で15時間（900分）分以上を確保すること。）

③ 認知症介護実践研修（実践者研修）との共通科目部分の共同実施について

研修実施に当たって、認知症介護実践研修（実践者研修）との科目内容共通の部分に関しては、事業の効率的運営の観点から、共同実施を可能とする（別紙4）。

ただし、演習に関しては、演習内容の効果的な学習の観点から、研修生20人程度を1単位として、単位毎に会場を分けるなどの措置を講じることが望ましい。

④ 移行に伴う経過措置について

新しい研修内容への円滑な移行に当たって、所要の体制を整えるのに相当の期間を要することを考慮して、平成17年度においては、現行の研修内容で実施して差し支えないこととする。

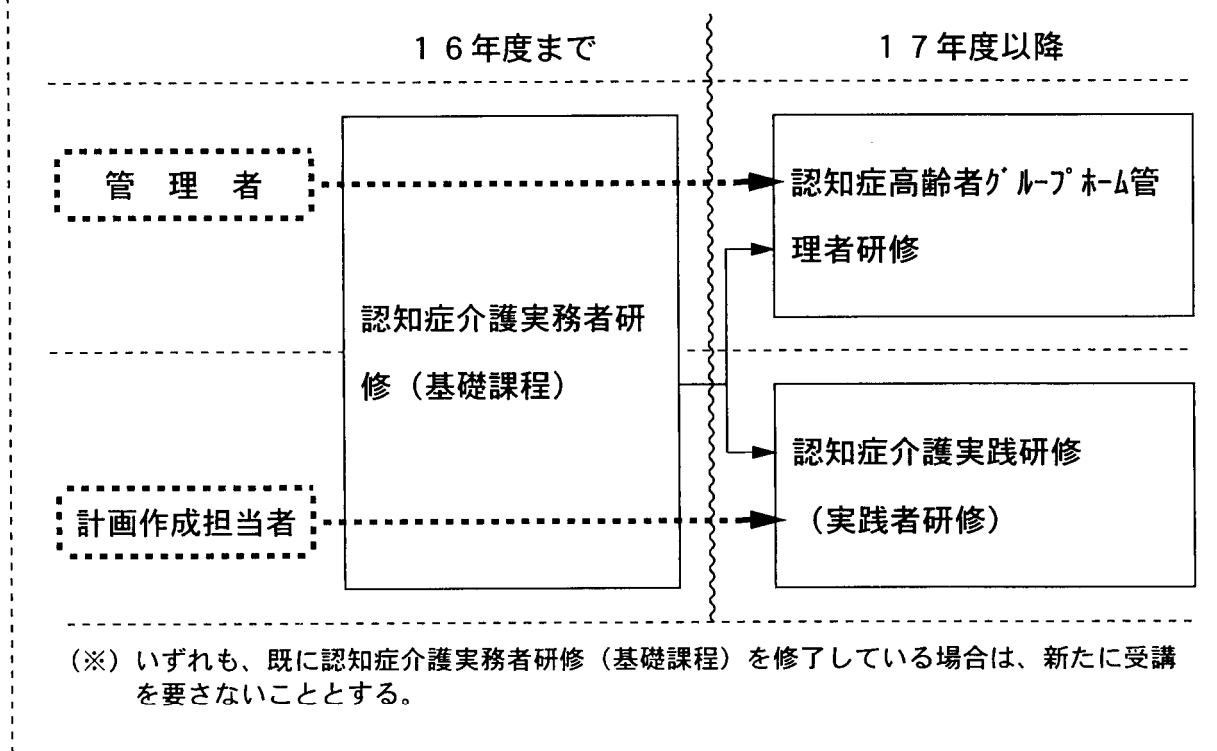
⑤ その他

本研修への移行に伴い、既に「認知症介護実務者研修（基礎課程）」を修

了している管理者は、新たに本研修の受講は要しないこととする。

本研修の実施に伴う「認知症高齢者グループホーム管理者研修事業実施要綱」については、追って通知する予定である。

ア（ウ）及びイで示したように、来年度以降、グループホーム運営の中心となる管理者及び計画作成担当者が受講しなければならない研修について整理すると、次図のようになる。



ウ 認知症サポート医養成研修等事業について

認知症対策をこれまで以上に推進していくためには、医療サイドからのアプローチが必須条件であることから、各都道府県・指定都市において、主治医（かかりつけ

医)の日常診療活動における認知症を有する患者への対応に関する支援を行う医師(認知症サポート医)を養成するための研修やこれに関連する普及啓発事業を実施することができるよう、平成17年度予算(案)に盛り込んだところである。

本研修の実施に伴う「認知症サポート医養成研修等事業実施要綱」については、追って通知する予定である。

エ 「認知症を知る1年」について

既に通知でお知らせしたとおり、従来から一般的に使用されている「痴呆」という用語に替わる用語について検討を行い、昨年12月24日に報告書がとりまとめられたところである。

本報告書を踏まえ、国においては、これまで以上に強力にかつ総合的に認知症対策を推進していくこととしており、その一環として、名称の普及のみならず、認知症の正しい実態や認知症高齢者の気持ちなどを広く国民の方々に知っていただくとともに、家族の関わり方や地域住民の接し方、早期発見・早期診断の重要性、介護サービス活用の効果等についてわかりやすく、情報を届けるための方策を検討しているところである。

これらの方策を「認知症を知る1年」と位置付け、平成17年度からの1年間で地方自治体や関係機関・団体等と協力して、効果的な広報・情報提供を行うこととしているので、各都道府県等におかれても、これら施策に対する積極的な連携・御協力をお願いする。

認知症高齢者グループホームにおける入居者の死亡事件について

去る2月12日、石川県かほく市の認知症高齢者グループホームにおいて、入居者が死亡されるという痛ましい事件がありました。

各都道府県等では、日頃より、介護サービス事業者に対し、利用者に対する処遇や従業員の業務管理に遺漏のないよう指導されていることと思いますが、今般の事件を踏まえ、改めて、事業運営に係る指導について万全を期していただくよう、お願いいたします。